

## 自主規制規則定義集

2018年10月24日

本協会が別に定める規則において、次に掲げる用語の定義は、以下各号に定めるところによる。

- (1) 法  
資金決済に関する法律（平成21年6月24日法律第59号）をいう。
- (2) 府令  
仮想通貨交換業者に関する内閣府令（平成29年内閣府令第7号）をいう。
- (3) 事務ガイドライン  
事務ガイドライン第三分冊16仮想通貨交換業者関係をいう。
- (4) 関連法令等  
法、府令、事務ガイドライン及び本協会が別に定める規則を総称していう。
- (5) 預金銀行等  
府令第20条第1項第1号に定める預金銀行等をいう。
- (6) 信託業務を営む金融機関等  
府令第20条第1項第2号に定める信託業務を営む金融機関等をいう。
- (7) 仮想通貨  
法第2条第5号に定める仮想通貨をいう。
- (8) 仮想通貨の交換等  
法第2条第7項に定める仮想通貨の交換等をいう。
- (9) 仮想通貨の売買等  
次に掲げる取引を総称していう。
  - イ 仮想通貨の交換等（証拠金取引に該当するものを除く。）
  - ロ 証拠金取引
  - ハ 仮想通貨又は仮想通貨の指数を用いて行われるオプション取引（証拠金取引に該当するものを除く。）
  - ニ 仮想通貨の指数を用いて行われるスワップ取引（証拠金取引に該当するものを除く。）
- (10) 仮想通貨関連取引  
仮想通貨の売買等その他仮想通貨に関連して行われる一切の取引をいう。
- (11) 証拠金取引  
仮想通貨又は仮想通貨の指数を用いて行われる取引のうち、決済に要する金銭又は仮想通貨の一部を証拠金として預託することをもって行われる取引をいう。

- (12) アドレス  
仮想通貨の移転、記録及び管理に用いる識別子をいう。
- (13) ホワイトペーパー  
仮想通貨の管理者等が作成した仮想通貨の内容及び当該仮想通貨を用いて行われる事業の内容並びにこれらの開発・運営・管理の状況その他当該仮想通貨に関連する情報を記した文書又は電磁的記録をいう。
- (14) 指数  
仮想通貨の価格及びこれに基づいて算出した数値をいう。
- (15) 建玉  
仮想通貨の交換等を除く仮想通貨の売買等において、未決済状態にある取引の数量をいう。
- (16) 証拠金率  
当初証拠金率と維持証拠金率を総称していう。
- (17) 当初証拠金率  
証拠金取引の開始に先立ち利用者が差し入れる必要のある証拠金額の、取引金額(想定元本)に対する割合をいう。
- (18) 当初証拠金額  
取引金額(想定元本)に当初証拠金率を乗じた額をいう。
- (19) 維持証拠金率  
建玉を維持するために必要とする証拠金額の、当該建玉に係る未決済額に対する割合をいう。
- (20) 維持証拠金額  
建玉に掛かる未決済額に維持証拠金率を乗じた額をいう。
- (21) 実預託額  
利用者が差し入れた証拠金額に、建玉を決済した場合に利用者に生ずることとなる評価益を加え、又は評価損を減じて得た額をいう。
- (22) ロスカット取引  
証拠金取引において、利用者との契約に基づき行われる取引であって、建玉から生じる証拠金を上回る損失の発生を回避するために、実預託額が所定の値を下回った場合には、機械的に建玉を速やかに処分する、成行き注文による取引をいう。
- (23) ロスカット未収金  
ロスカット取引に基づいて建玉が機械的に処分された結果、利用者が預託した証拠金を上回る額の損失を生じた場合において、利用者が会員に支払う金銭をいう。
- (24) 表示価格  
会員が仮想通貨関連取引に関して利用者に表示する価格をいう。
- (25) 約定価格

- 会員が仮想通貨関連取引に関して利用者からの注文の約定処理に用いる価格をいう。
- (26) 取引価格  
仮想通貨の売買等における仮想通貨又は仮想通貨の指数取引の価格をいう。
  - (27) 現物取引価格  
仮想通貨の交換等における仮想通貨の取引価格をいう。
  - (28) 証拠金取引価格  
証拠金取引における仮想通貨又は仮想通貨の指数取引の価格をいう。
  - (29) 競争売買取引  
複数の注文者を相互に競争させ、最も有利な条件を提示する者を選択の上、仮想通貨の売買等に係る契約を成立させる取引をいう。
  - (30) マーケットメイク方式取引  
会員との契約により価格提示と取引応諾の義務を負う者が利用者に対して取引を成立させる仕組みにより行われる取引をいう。
  - (31) マーケットメイカー  
マーケットメイク方式取引において会員との契約により価格提示と取引応諾の義務を負う者をいう。
  - (32) 店頭取引  
会員が利用者の相手方となって成立する仮想通貨の売買等に係る取引をいう。
  - (33) 現物取引  
取引の成立と同時に仮想通貨を現に受け渡す仮想通貨の交換等をいう。
  - (34) カバー取引  
未決済の取引（証拠金取引における建玉を含む。）を保有することにより生じる損失リスクを回避するために行われる取引をいう。
  - (35) 注文受付  
利用者からの取引の申し出を受け付けることをいう。
  - (36) 約定処理  
注文受付に基づいて受け付けた利用者の注文に対し、取引を成立させるための一連の処理をいう。
  - (37) スリッページ  
利用者に対する取引価格の情報の伝達から会員による注文受付及び約定処理に至るまでの経過時間などに起因して生じる、利用者に伝達した取引価格と実際の約定価格が乖離する現象をいう。
  - (38) 手数料等  
手数料、報酬その他の仮想通貨関連取引に関して利用者が支払うべき対価をいう。
  - (39) 成行注文  
数量のみを指定し、取引価格を指定せずに行う注文をいう。

(40) 電磁的記録

電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(41) 電磁的方法

次の各号に掲げる方法（受信者がファイルの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）をいう。

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

- a. 会員の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者及び利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供せられるファイルをいう。以下同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法
- b. 会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法
- c. 会員の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を、電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法
- d. 閲覧ファイル（会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の利用者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。）に記録された記載事項を、電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

ロ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

(42) SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service）の略称であって、Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスをいう。

(43) ADR

仮想通貨関連取引に係る利用者と会員との紛争解決のために利用する裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）をいう。